名　称　御所浦港嵐口四号防波堤灯台
位　置
　所在地　熊本県天草市（御所浦港嵐口四号防波堤外端）
　北緯　三二―二〇―五六
　東経　一三〇―二一―三九
変更した事項
　灯質　単閃赤光　毎六秒に一閃光
　光度　実効光度二五カンデラ
　光達距離　三・五海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年七月十六日

○関東地方整備局告示第二百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富士吉田市上暮地一丁目四一七五番から同市上暮地五丁目五一〇八番一まで	前	八・三四～一一・八八メートル	一・一八〇キロメートル	
	後	八・八四～二二・四六メートル	一・一八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町入野字トヲロデン三六一一番一から同町入野字横ノ浜七二九〇番まで	前	七・五〇～一四・四〇メートル	一・四四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	七・五〇～一四・四〇メートル	一・四四キロメートル	
高知県幡多郡黒潮町入野字横ノ浜七二九〇番から同町入野字藩下二〇四九番一まで	前	A	一・四四キロメートル	
	後	B	一・四四キロメートル	
	前	A	一・四四キロメートル	
	後	B	一・四四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第四十六号線
三　事業施行期間　自平成二十一年九月二日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都目黒区目黒本町五丁目地内
　使用の部分　なし

国会事項

参議院

当選通知書受領

八月三十一日内閣総理大臣から平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

平山　誠（田中康夫退職による）

人事異動

法務省

（那覇地方検察庁次席検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）
検事　佐藤　隆文

東京地方検察庁検事に配置換する
法務省大臣官房参事官に充てる
福岡高等検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房参事官）同　名取　俊也

法務総合研究所研究官・法務総合研究所研究部室長研究官に充てる
（東京地方検察庁検事法務総合研究所研究官・法務総合研究所研究部室長研究官）同　鈴木　亨

那覇地方検察庁検事に配置換する
那覇地方検察庁次席検事を命ずる
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる（以上八月二十八日）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　藤本　治彦

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　甲斐　淑浩

辞職を承認する（以上八月三十一日）

会計検査院

（事務総長官房総務課長）会計検査院事務官　田代　政司

事務総長官房審議官に昇任させる
第三局担当を命ずる
（第五局特別検査課長）同　平野　善昭

事務総長官房総務課長に配置換する
（第三局監理官）同　吉溪幸一郎

事務総長官房上席企画調査官に配置換する
（第一局財務検査第一課決算監理室長）同　池田　功

第三局監理官に昇任させる
（事務総長官房上席企画調査官）同　須藤　晋

第五局特別検査課長に配置換する
（事務総長官房法規課総括副長）同　長岡　尚志

事務総長官房総務課総務企画官に昇任させる
（事務総長官房総務課総務企画官）同　宮川　尚博

第一局財務検査第一課決算監理室長に配置換する
（事務総長官房審議官（第三局担当））同　佐藤　典良

辞職を承認する（以上八月三十一日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

この度の台風災害につき、マリ国大統領閣下から天皇陛下へ御見舞電報が寄せられ、これに対し御答電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、モーリタニア国大統領モハメド・ウルド・アブデル・アジズ閣下の大統領就任につき、八月三十一日御祝電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、九月一日リビア国の革命記念日につき、八月三十一日同国革命指導者カダフィ閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日スロバキア国の憲法記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日ウズベキスタン国の独立記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。